

日税連及び国税庁新着情報（中小会計指針改正草案・法人税基本通達改正趣旨説明・
仮想通貨所得計算方法）について（周知依頼）

支部長 各位

日ごろは、会務運営にご協力いただき誠にありがとうございます。以下の3点につきまして、有用な情報であることから会員の皆様へご周知くださいますようお願い申し上げます。

1. 日税連「中小企業の会計に関する指針」の改正に関する公開草案等の公表について

日本公認会計士協会、日本税理士会連合会、日本商工会議所及び企業会計基準委員会の関係4団体が主体となって設置された「中小企業の会計に関する指針作成検討委員会」は、この度、「中小企業の会計に関する指針」について、一部見直しを行い、中小会計指針の改正に関する公開草案を公表しました。本公開草案の公表は、改正点について広くコメントをいただくことを目的とするものです。

改正草案における改正点やコメントの送付先等詳細については、日税連該当ページをご確認ください。

● 日税連「『中小企業の会計に関する指針』の改正に関する公開草案等の公表について」

→ http://www.nichizeiren.or.jp/taxaccount/sme_support/guide/#n161028

2. 国税庁「法人税基本通達等の一部改正について」（法令解釈通達）の趣旨説明について

国税庁は、11月27日、「法人税基本通達等の一部改正について」（法令解釈通達）の平成29年3月31日現在の法令に基づいて作成した以下の項目についての趣旨説明を公表しました。

1. 固定資産の取得価額等
2. 資本的支出と修繕費
3. 災害損失金
4. 還付
5. 申告及び還付

詳細については、国税庁当該ページをご確認ください。

● 国税庁「法人税基本通達等の一部改正について」（法令解釈通達）の趣旨説明について

→ <https://www.nta.go.jp/shiraberu/zeiho-kaishaku/joho-zeikaishaku/hojin/170331/index.htm>

3. 国税庁「仮想通貨に関する所得の計算方法等について」

国税庁は、12月1日、確定申告の対象となる仮想通貨の損益やその具体的な計算方法等について、取りまとめたFAQを公開しました。

詳細については、国税庁当該ページをご確認ください。

なお、ビットコインをはじめとする仮想通貨を売却又は使用することにより生じる利益については、事業所得等の各種所得の基因となる行為に付随して生じる場合を除き、原則として、雑所得に区分され、所得税の確定申告が必要となります。

● 国税庁「仮想通貨に関する所得の計算方法等について」

→ <https://www.nta.go.jp/shiraberu/zeiho-kaishaku/joho-zeikaishaku/shotoku/shinkoku/171127/01.pdf>

平成29年12月4日

総合企画部長 大西 勉